

大阪広域水道企業団訓令第2号

部内一般

大阪広域水道企業団電子署名規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月18日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この規程は、電子署名の実施並びに職署名カードの<u>保管</u>及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 （略） （1） （略） （2） 職署名カード 電子署名<u>（電子契約書に係るものを除く。第5号において同じ。）</u>を実施するために用いる符号及びこれを格納したカード（電磁的記録<u>（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）</u>）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をいう。 （3） （略） <u>（4） 電子契約書 契約内容を記録した電子文書をいう。</u> <u>（5） （略）</u> <u>（6） 電子契約システム 電気通信回線を通じて接続されている電子計算機を利用して契約を締結するためのシステムであって、大阪広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）が定めるものをいう。</u> <u>（電子署名の実施）</u>	（趣旨） 第1条 この規程は、電子署名の実施並びに職署名カードの<u>管守</u>及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 （略） （1） （略） （2） 職署名カード 電子署名を実施するために用いる符号及びこれを格納したカード（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をいう。 （3） （略） <u>（4） （略）</u>

第3条 電子署名は、電子契約書に係るものを除き、職署名カードを用いて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の用途のために同項の規定により電子署名を行う場合は、企業長の承認を受けて、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第8条に規定する認定認証事業者が発行する、電子署名を実施するために用いる符号及びこれを格納したカードを職署名カードとみなして用いることができる。

3 電子契約書に係る電子署名は、電子契約システムを用いて行うものとする。

（職署名及び職署名カードの保管者）

第4条 職署名カードによる電子署名を行うために必要な電子署名の職名（以下「職署名」という。）及び職署名カードの保管者（以下「職署名カード保管者」という。）は、次の表のとおりとする。

職署名	職署名カード保管者
（略）	（略）

2 （略）

3 前2項に規定する職署名以外の職署名に係る電子署名を職署名カードにより行おうとする者は、企業長の承認を受けなければならない。

第5条・第6条 （略）

（職署名カードの保管方法）

第7条 職署名カード保管者は、次に掲げる方法により、職署名カードの保管を適切に行わなければならない。

（1）～（3） （略）

（職署名カード取扱者）

第8条 職署名カード保管者は、職員のうちから職署名カード取扱者を指定しなければならない。

（職署名及び職署名カードの管守者）

第3条 電子文書を施行するために必要な電子署名の職名（以下「職署名」という。）及び職署名カードの管守者（以下「職署名カード管守者」という。）は、次の表のとおりとする。

職署名	職署名カード管守者
（略）	（略）

2 （略）

3 前2項に規定する職署名以外の職署名に係る電子署名を行おうとする者は、大阪広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）の承認を受けなければならない。

第4条・第5条 （略）

（職署名カードの管守方法）

第6条 職署名カード管守者は、次に掲げる方法により、職署名カードの管守を適切に行わなければならない。

（1）～（3） （略）

（職署名カード取扱者）

第7条 職署名カード管守者は、職員のうちから職署名カード取扱者を指定しなければならない。

2 職署名カード取扱者は、職署名カード保管者の指揮監督を受けて、職署名カードによる電子署名に関する事務を処理するものとする。

(職署名カードによる電子署名の付与)

第9条 職署名カード取扱者は、電子署名の付与を行うシステムを利用する方法により施行する電子文書（以下「施行文書」という。）について、職署名カードによる電子署名を付与しようとするときは、当該施行文書を決裁の終わった文書と照合し、相違がないことを確認の上、電子署名の付与を行い、かつ、当該施行文書に当該電子署名に係る電子証明書を添付しなければならない。

(職署名カードの使用に係る事前協議)

第10条 職署名カードの使用が必要とされる場合には、当該職署名カードの保管者となる者は、総務課長に協議しなければならない。

2 (略)

(電子契約書署名実施者等)

第11条 電子契約書に係る電子署名を行う者（以下「電子契約書署名実施者」という。）は、経営管理部財務課長とする。

2 電子契約書署名実施者は、職員のうちから電子契約書署名取扱者を指定しなければならない。

2 職署名カード取扱者は、職署名カード管守者の指揮監督を受けて、電子署名に関する事務を処理するものとする。

(職署名カードの使用)

第8条 電子署名は、職署名カードを用いて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の用途のために電子署名を行う場合は、企業長の承認を受けて、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第8条第1項に規定する認定認証事業者が発行する、電子署名を実施するために用いる符号及びこれを格納したカードを職署名カードとみなして用いることができる。

(電子署名の付与)

第9条 職署名カード取扱者は、電子署名の付与を行うシステムを利用する方法により施行する電子文書（以下「施行文書」という。）について、電子署名を付与しようとするときは、当該施行文書を決裁の終わった文書と照合し、相違がないことを確認の上、電子署名の付与を行い、かつ、当該施行文書に当該電子署名に係る電子証明書を添付しなければならない。

(職署名カードの使用に係る事前協議)

第10条 職署名カードの使用が必要とされる場合には、当該職署名カードの管守者となる者は、総務課長に協議しなければならない。

2 (略)

3 電子契約書署名取扱者は、電子契約書署名実施者の指揮監督を受けて、電子契約書に係る電子署名に関する事務を処理するものとする。

(電子契約書に係る電子署名の付与)

第12条 電子契約書署名取扱者は、電子契約システムを利用する方法により電子契約書に電子署名を付与しようとするときは、当該契約書を決裁の終わった文書と照合し、相違がないことを確認の上、電子署名の付与を行わなければならない。

別表 (第4条関係)

職署名	職署名カード保管者
(略)	(略)

別表 (第3条関係)

職署名	職署名カード管守者
(略)	(略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。